

議案第47号

鳥取県職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」と

いう。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局、 <u>病院局</u> 並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の事務部局の職員 3,226人

ア 一般会計支弁に係る職員 3,212人

イ 略

(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員

2,461人

ア 県立学校の職員 2,179人

イ アに掲げる職員以外の職員 282人

(3)～(7) 略

(8) 企業局の職員 80人

(9) 議会の事務局の職員 24人

(10) 県費負担教職員 4,261人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

(1)～(7) 略

(8) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、

第1号又は第3号の職員として派遣することとなる職員（医師である者に限る。）

(1) 知事の事務部局の職員 3,250人

ア 一般会計支弁に係る職員 3,236人

イ 略

(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員

2,467人

ア 県立学校の職員 2,200人

イ アに掲げる職員以外の職員 267人

(3)～(7) 略

(8) 企業局の職員 84人

(9) 病院局の職員 730人

(10) 議会の事務局の職員 23人

(11) 県費負担教職員 4,258人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

(1)～(7) 略

(定数の配分)

第3条 前条第1項第1号及び第3号から第9号までに定める定数の当該各号に掲げる組織の内部の配分、同項第2号に定める定数の同号に掲げる組織ごと及び事務局の内部の配分並びに同項第10号に定める定数の市町村立学校ごとの配分は、それぞれ同項各号に掲げる職員の任命権者が定める。

(定数の配分)

第3条 前条第1項第1号及び第3号から第10号までに定める定数の当該各号に掲げる組織の内部の配分、同項第2号に定める定数の同号に掲げる組織ごと及び事務局の内部の配分並びに同項第11号に定める定数の市町村立学校ごとの配分は、それぞれ同項各号に掲げる職員の任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。